

成田市民憲章の推進

「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」のまちづくり

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ昭和46年11月3日に制定されました。その精神は、子どもから大人まで成田市に住む一人一人がよりよい郷土を作り上げていくために、ゴミゼロ運動や緑化運動といった環境美化運動、ボランティア活動

文化活動、スポーツなどの中で実践されています。市民の皆さんが、「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神は、未来の市民に継承していかなければならない貴重な財産です。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 1 親切な心で
平和な成田をつくりましょう
- 1 よろこんで働き
豊かな成田をつくりましょう
- 1 きまりをまもり
住みよい成田をつくりましょう
- 1 自然と文化を大切にし
美しい成田をつくりましょう
- 1 若い力をそだて
明るい成田をつくりましょう

市民憲章を実践することの大切さを、家庭の中でも話題にしてみてください。



子どもたちが笑顔で過ごせる明日のために

※くわしくは総務課(☎20-1510)へ。

都市再生整備計画

事後評価(原案)を公表しました

平成18年度から公津西地区で実施していた都市再生整備計画(まちづくり交付金事業)が今年度で完了します。

今後のまちづくりの参考とするため、事後評価(原案)に対する意見を募集します。

公表・意見募集期間＝11月1日(月)

～15日(月)

事後評価と意見の提出方法についてくわしくは都市計画課ホームページ(<http://www.city.naria.chiba.jp/sisei/sosiki/yoshikei/>)または都市計画課(市役所5階)で確認してください(窓口での閲覧時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)。

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

市長選挙

立候補を予定している人は説明会へ

12月26日(日)に成田市長選挙の投票が行われる予定です。

この選挙に立候補を予定している人を対象に「立候補予定者説明会」を次の通り開催しますので、該当する人は出席してください。
日時＝11月16日(火)午後1時30分から

会場＝市役所6階中会議室

対象＝立候補予定者または代理人

※くわしくは市選挙管理委員会

事務局(☎22-11111 内線3151)へ。

農業用廃プラスチック

適正処理を
お願いします

使用済み農業用塩化ビニール資材やポリエチレン資材など、農業用廃プラスチック類は、産業廃棄物です。

これらの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に登録してください。回収の際は、リサイクルに適した荷造りルールを守りましょう。

対象＝農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

※育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などで処理してください。くわしくは農政課(☎20-1541)、

下総支所農産土木課(☎96-1112)、大栄支所農産土木課

(☎73-8063)へ。

市長日誌

【10月1日～15日】

1日	教育委員辞令交付式 空港対策特別委員会協議会 全員協議会 国体(柔道)少年女子・成年女子 女子総合表彰式 獣魂祭
2日	国体(柔道)少年男子表彰式 成田四季彩祭 写真コンテスト 成 田の風景2009 表彰式 公津地区定例(研修)区長会
3日	なりた川柳大会2010 久住地区区長会
4日	騒音対策協議会 常任理事会
5日	中学生議会
8日	県議会総合企画水道常任委員 会成田空港視察(意見交換会)
11日	成田市民文化祭2010「歌謡の祭 典」成田市歌謡連盟20周年記念 発表会 千葉・県民芸術祭 千葉県短歌 大会(成田大会)表彰式
12日	ラ・フェスタ ミレミア2010 保健福祉審議会 成田空港圏自治体連絡協議会
14日	市有地の管理等に関する審議会
15日	コミュニティバス等交通会議



少年女子優勝チームに賞状を授与(1日)

市長への手紙・FAX・電子メール
あなたの「声」を
聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見といった生の声を聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。寄せられた意見は、各担当課で検討し市長に報告されます。回答を希望する人には、市長名で書面または電子メールで回答します。各担当課でも、所管の事務事業に対する意見や要望を受け付けています。早急な対応が必要とされる場合は、直接、各担当課へ相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて市ホームページ「市長への電子メールQ&A」(<http://www.city.narita.chiba>)

http://about/mayor_room/faq/)に無記名で掲載する場合があります。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に所定の用紙(受取人払い)を設置しています。任意のがき・封書を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは、送付料金は掛かりません(コンビニエンスストアからは有料になる場合があります)。
☎0120・860・279

市外からは送付料金が掛かります。

FAX 0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページ「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/form/>)から送信できます。

市政とは関係のない内容や、個人・団体を誹謗中傷するようなものは受け付けません。

住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。それらの記入がない場合は、参考意見として受け付けます。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

裁判員制度

名簿記載通知が 発送されます

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された人を対象に、11月中旬に千葉地方裁判所から「名簿記載通知」が送付されます。

この通知は、平成23年2月ごろ(平成24年2月ごろ)に裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えるためのものです。

この段階では、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではないので、すぐに裁判所に向く必要はありません(実際に裁判所に向くことになった場合には、別途通知があります)。

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成23年分の名簿に登録される人数は、全国で約31万6,000人です(有権者全体に占める割合は、約330人に1人)。

※くわしくは裁判員制度ホームページ(<http://www.saiiban.courts.go.jp/>)または千葉地方裁判所(☎043・222・10165)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

被害者のない社会を目指して



11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)

は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力(配偶者などからの暴力・性犯罪・売買春・DV・ストーカー行為など)のない社会づくりを進めましょう。

窒素酸化物の冬季対策

車や暖房の利用は 控えめに

冬季は気温がよどみ、汚れやすくなります。県と県内市町村では、11月～1月を「窒素酸化物に係る冬季対策期間」として、大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策を実施しますので、皆さんのご協力をお願いします。

○水曜日は車の使用(車での買い物やマイカー通勤)は控えましょう

○アイドリング・ストップ(駐車・停車時のエンジン停止)に努めましょう

○暖房温度は控えめ(20℃)にしましょう

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

千葉県最低賃金

改正されました

10月24日から、県内の事業所で働くすべての労働者(パート・アルバイトなどを含む)と、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が時間額728円から744円に改正されました。この最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当などは含まれません。

千葉県最低賃金のほかに、特定(産業別)最低賃金がありますのでご注意ください。

※くわしくは千葉労働局基準賃金室(☎043-1221-2328)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

土砂による土地の埋立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て・盛り土・たい積行為、搬入土砂の土質に対して必要な規制を行うことにより、自然環境や生活環境を保全するとともに災害の発

生を未然に防止し、住民の安全な生活を確保する目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500㎡以上の埋め立てなど(一時的に積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんのでご注意ください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

オウム真理教犯罪被害者救済法

給付金が支給されます

オウム真理教が引き起こした「地下鉄サリン事件」「松本サリン事件」などによる、被害者の遺族、障がいが残った人、傷病を負った人に給付金が支給されます。県内での居住が見込まれるオウム真理教犯罪被害者は約860人ですが、未申請の被害者は約50人で、そのうち約10人とは連絡が取れていません。

本給付金の申請除斥期間満了日は12月17日で、期限が迫っています。心当たりのある人は、早めに

お近くの警察署・警察本部などに問い合わせてください。

給付金の額

- 特定事件による死亡被害者…2,000万円(遺族申請)
 - 特定事件による障害被害者(等級による)…3,000万円、2,000万円、500万円
 - 特定事件による傷病被害者…100万円(1カ月以上の通院加療)、10万円(1日以上1カ月未満の通院加療)
- ※くわしくは千葉県警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043-201-0110)内線2703)または成田警察署警務課(☎27-0110)内線211)へ。

犯罪被害給付制度

被害者や遺族に支援金を

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けた被害者、障がいが残ることになった被害者に対し、国が一定の給付金を支給するものです。

市でも「成田市犯罪被害者等支

援条例」に基づき、同様の支援金を支給しています。

※くわしくは千葉県警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043-201-0110)内線2702)へ。犯罪被害者等支援条例については市交通防犯課(☎20-1527)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た、というようなことを言って、家庭を訪問する業者が見受けられます。

市では排水設備の清掃や点検に



ついて、業者の紹介やあっせんは行っていません。市から業務を委託された業者は、必ず市発行の身分証明書を携帯しています。

訪問セールスなどで不審に感じたら、下水道課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20-1553)へ。

ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体とペットボトル店頭回収協力店へ(下総・大栄地区は収集日に集積所へ出してください)。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

